

解説 マイナンバー

③

廃棄・削除が義務

第3回は、民間企業で必須となる3つのマイナンバー対応(①個人番号の収集、②個人番号の保管、③帳票への記入と行政機関などへの提出)のうち、②個人番号の保管(安全管理措置)について詳しく解説する。

中小企業も対象

個人情報保護法は、5千件以下の個人情報のみを取り扱う企業に適用がなかったが、マイナンバー法は全ての企業に適用がある。従って、これまで個人情報保護法が定める安全管理措置などを講じてこなかった中小企業においても安全管理措置の前提として、①個人

い。従って、書面を提出する事務を行う必要がなくなった時点で個人番号を廃棄・削除しなければならぬ。このように廃棄・削除が義務である点が、個人番号の大きな特徴である。例えば、従業員の個人番号は、退職後、「扶養控除等(異動)申告書」の法定保存期間である7年が経過した時点で、廃棄・削除する必要がある。

安全管理措置の分類

基本方針の策定
取扱規定などの策定
組織的安全管理措置
人的安全管理措置
物理的安全管理措置
技術的安全管理措置

担当者を明確化する。まず、安全管理措置の前提として、①個人番号を取り扱う事務の源泉徴収票を取り扱う者では、その策定は義務的であるが、②特定個人情報などについては、①特定個人情報などを取り扱う者では、その策定は義務的である。例えば、①は基本方針を策定することになる。その上で、な引き継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する必要がある。例えば、①は基本方針を策定することになる。その上で、な引き継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する必要がある。

安全管理措置が必要に

置を講じる必要があるため、大きな影響がある。ただし、マイナンバー法のガイドラインが定める安全管理措置は、「中小規模事業者」(従業員数が100人)である。例えば、①は基本方針を策定することになる。その上で、な引き継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する必要がある。

とが重要である。組織的安全管理措置として、一般の企業においては、システムログまたは利用実績の記録や、特定個人情報ファイルの取り扱い状況を確保するための手段を整備などが義務化されている。これに対し、中小規模事業者では、①特定個人情報などの取り扱い状況の分かる記録を保存する、②情報漏えいなどの事象の発生などに備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制などをあらかじめ確認しておく、③責任ある立場の者が、特定個人の座席の配置などを工

夫して間仕切りを設置したり、オフィスから帳票を持ち出す際には封筒や鞆に入れることなどが求められる。さらに技術的安全管理措置として、情報が漏れないなどしないようさまざまな技術的な措置が求められている。中小規模事業者においては、特定個人情報を取り扱うPCをインターネットに接続しないか、ファイヤーウォール機能のあるルーターを使用するなどして外部からのアクセスを防止することが、最低限求められる。

物理的安全管理措置としては、さまざまなことが求められている。典型的な例として、特定個人情報情報が保存されたPCが盗難に遭わないように管理を厳重にした上で、帳票を取り扱う担当者以外が閲覧できないようオフィス(牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰)